

第50回定時株主総会招集ご通知における インターネット開示情報

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社D T S

「事業報告」の一部、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制

当社は、2022年3月22日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針について見直しを行い、改めて次のとおり決議いたしました。

内部統制システム構築に関する基本的な考え方

当社は、内部統制システムの構築にあたり、法令および定款を遵守し、業務の適正を確保するとともに財務報告の信頼性を確保するため、以下の考え方のもと内部統制システム構築に関する体制を整備し、適切に運用するとともに、環境の変化に応じその継続的改善に努めるものとする。

- ① 取締役会は、内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
- ② 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持および一層の向上を図る。
- ③ 代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として内部統制システムの構築、運用および改善を行う。
- ④ 内部統制推進部門を設置し、内部統制システムの構築、運用および改善を行う。
- ⑤ 事業活動から独立した立場で内部監査を行う部門として監査室を設置し、監査室は、内部統制システム構築に関する体制整備の実行状況を監視するとともに、改善が必要な場合には指摘を行う。
- ⑥ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の信頼性確保への適切な取り組みを行う。

内部統制システムに関する個別体制

(1) 当該株式会社の取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスについての企画および運営管理を実施する部門を設置し、コンプライアンスに関する体制を整備する。
- ② 「D T S コンプライアンス・ガイド」を定め、役員および社員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営に当たるよう、研修等を通じて指導する。
- ③ 「D T S グループ行動規範」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との結びつきを、断固として排除する。
- ④ 法令上疑義のある行為等について当社の社員等が相談および通報を行う手段として「ヘルプライン」を設ける。
- ⑤ 監査室は、年間の監査計画を作成するとともに、事業活動から独立した立場で内部監査を行う。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために必要な規程および体制を整備する。

(2) 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報の取り扱いは「情報資産管理規程」に定め、同規程に従い検索性の高い状態で保存し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- ② 役員および社員の職務執行に必要な情報の保存、管理および有効活用のため、社内情報システムを整備する。
- ③ 情報の管理に関しては、情報セキュリティについての企画および運営管理を実施する部門を設置し、情報セキュリティに関する体制を整備する。
なお、個人情報保護に関しては基本方針およびガイドラインを定め対応する。

(3) 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営会議で協議の上、代表取締役社長が指名するサステナビリティに関する取り組みを統括する責任者を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティ課題に関するリスク、機会を特定し、取り組みの計画および評価を行う。
- ② 経営会議で協議の上、代表取締役社長が指名するリスク管理を統括する責任者を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクの体系化と問題点の把握を行い、責任部署と問題点に対する対応計画を定める。また、リスクの発生の有無について継続的に監視を行う。
- ③ 大規模災害等の発生に対しては、緊急時の対応を定めるとともに、事業の継続を確保するための規程および体制を整備する。
- ④ 経営会議で協議の上、代表取締役社長が指名するプロジェクト開発を統括する責任者を議長とする「プロジェクト推進会議」を設置し、所定の基準に該当するプロジェクトについては、受注可否の審議やサービス開始判定等を行うことにより効率化を阻害する要因を排除・低減し、目標達成の確度を高める。

(4) 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は「職務権限規程」を定め、同規程に基づき代表取締役社長その他業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
- ② 全社的な事業推進においては、実施すべき具体的な施策および効率的な業務を、社内規則に基づく職務権限や意思決定ルールにより行う。
- ③ 役員および社員が共有する全社的な目標を定め、浸透を図ると共に、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。この中期経営計画に基づき、短期計画として事業年度ごとに各事業部門の事業目標と予算を設定する。
- ④ 業務執行の方針および計画、その他重要事項を協議する機関として「経営会議」を設置する。また業績目標に対する実績管理を行うため、「経営会議」において月次業績を報告する。

(5) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業集団における業務の適正を確保するため関係会社所管部門を設置し、子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導および助言を行う。
- ② グループ会社の非常勤役員として配置された者は、当社の関係会社所管部門と連携のうえ、グループ会社における法令の遵守および業務の適正を確保するため、指導および助言を行う。
- ③ グループ横断的な会議を開催することにより、グループ間の情報共有化を図り、業務の適正を確保する。

(6) 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

- ① 子会社に対し「関係会社管理規程」を設け、特定の事項について取締役会決議前に当社に承認を求め、または提出もしくは報告することを義務付けるとともに、所定の基準に該当するものについては当社取締役会付議事項とする。

(7) 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスクマネジメント委員会は、グループ各社の問題点とこれに対する対応計画を把握し、当計画の進捗状況について定期的に報告を受ける。また同委員会はグループ各社でのリスク発生について継続的に監視を行う。
- ② 所定の基準に該当するグループ各社のプロジェクトについては、当社のプロジェクト推進会議において、受注可否の審議やサービス開始判定等を行い、効率化を阻害する要因を排除・低減し、目標達成の確度を高める。

(8) 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① グループ各社ごとの事業推進においては、各社の社内規則に基づく職務権限や意思決定ルールにより行う。ただし特定の事項については、当社の「関係会社管理規程」の定めに従うものとする。
- ② 当社は、グループ全体で共有する目標を定め浸透を図る。グループ各社はこの目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、この中期経営計画に基づき、短期事業計画と予算を設定し、当社へ定期的に報告する。

(9) 当該株式会社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社はグループ共通のコンプライアンスガイドを定めグループ各社に展開し指導および助言を行う。
- ② 法令上疑義のある行為等についてグループ各社の社員等が相談および通報を行う手段として「グループ・ヘルプライン」を設ける。

- (10) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項
- ① 監査役は、その職務を補助する社員に対し、監査の実施に必要な事項を指揮命令することができる。
- (11) 前号の社員の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、その職務を補助する社員に対し、監査の実施に必要な事項を指揮命令することができる。
- (12) 当該監査役設置会社の監査役を補助する社員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役より、監査の実施に当たり指揮命令を受けた社員は、その業務の遂行中は取締役等の指揮命令を受けない。
- (13) 当該監査役設置会社の取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会その他、経営会議、リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席することができる。
 - ② 監査役は、重要な稟議書その他文書を閲覧し、必要に応じ取締役および社員の説明を求めることができる。
 - ③ 取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に報告する。
 - イ. 会社に著しい損害または著しい信用の低下を及ぼす事項、または、そのおそれのある事項
 - ロ. 重大な法令・定款・社内規程違反、または、そのおそれのある事項
 - ハ. コンプライアンス上重要な事項
 - ニ. その他上記イ. からハ. に準じる事項
 - ④ 社員は前項イ. からニ. に関する重大な事実を発見した際は、監査役に直接報告することができる。
- (14) 当該株式会社の子会社の取締役、及び社員等又はこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査役に報告をするための体制
- ① 当社の監査役は、グループ会社に対する事業計画ヒアリング等に出席することができる。
 - ② 当社の監査役は、グループ会社の文書を閲覧し、必要に応じグループ会社の取締役等に説明を求めることができる。
 - ③ 以下に定める事項を発見したグループ会社の取締役、および社員等またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役に直接報告することができる。
 - イ. 会社に著しい損害または著しい信用の低下を及ぼす事項、または、そのおそれのある事項
 - ロ. 重大な法令・定款・社内規程違反、または、そのおそれのある事項
 - ハ. コンプライアンス上重要な事項
 - ニ. その他上記イ. からハ. に準じる事項

- (15) 当該監査役設置会社の監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 通報者の保護および守秘義務を明示した、「内部通報制度運用規程」を定める。なお社員等が閲覧できる環境を整備する。
- (16) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役が定める監査計画において見込まれる費用については予め予算化し、突発的に発生した事象に対応するために必要な費用については、前払いまたは償還できることとする。
- (17) その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役社長、会計監査人のそれぞれと随時意見交換会を開催することができる。
 - ② 監査役は、適切な職務執行のため、子会社取締役・子会社監査役との意思疎通、情報交換を行うことができる。
 - ③ 監査役は、必要に応じ自らの判断で、弁護士および公認会計士等の外部専門家より、監査業務に関する助言を受けることができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 法令および定款に適合するための体制

当社およびグループ各社は、役員、社員、パートナー企業社員を対象としたコンプライアンス教育・研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行うとともに、内部通報窓口を設置し、適切に運用しております。

役員および社員の職務執行に必要な情報の管理に関しては情報セキュリティ、個人情報保護に関する体制を整備し「情報資産管理規程」に基づき適切に運用を行っております。

(2) リスク管理体制

当社は、さまざまなリスクを適切に管理するため「リスクマネジメント委員会」を設置し、定期的にはリスク評価と問題点の把握を行うとともに対応計画を策定しております。またリスクの発生の有無についても定期的に監視を行っております。さらに、グループ会社の重要リスクについても「リスクマネジメント委員会」にてリスクの状況や対応計画の実施状況を確認し、グループ各社のリスク管理体制の向上に向けて支援しております。

(3) 取締役の職務執行

当社は、2021年度において取締役会を14回開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定したほか、法令・定款への適合性や業務の適正性の観点から業務執行状況の監督を行いました。グループ会社に関する事項については「関係会社管理規程」を定め、適切に対応しております。また、当社では役付執行役員制度を導入しており、取締役会による意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を区分し、迅速かつ的確に業務執行が行える経営体制を確保しております。さらに取締役会の定める経営方針に基づいて代表取締役社長が業務を執行するにあたり、「経営会議」を33回開催し、方針および計画、その他重要事項を協議しております。

(4) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等の重要な会議および各種委員会等に出席し取締役の意思決定の過程および業務執行の把握に努めております。2021年度において監査役会は10回開催しております。また、代表取締役会長および代表取締役社長との会合を各2回ずつ、計4回実施し、監査上の重要課題等につき意見交換を行いました。加えて、グループ会社の監査役等とも意見交換を行い、連携してグループ各社の監査を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|-----------|------------|------------|------------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 6,113,000 | 6,215,781 | 51,112,873 | △5,185,654 | 58,256,000 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 11,606 | | 11,606 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 6,113,000 | 6,215,781 | 51,124,480 | △5,185,654 | 58,267,607 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △2,966,854 | | △2,966,854 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | 7,853,965 | | 7,853,965 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △2,000,227 | △2,000,227 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | 14,359 | | 12,665 | 27,025 |
| 自 己 株 式 の 消 却 | | △1,831,034 | | 1,831,034 | - |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 592,923 | △592,923 | | - |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | △1,223,751 | 4,294,187 | △156,527 | 2,913,908 |
| 当 期 末 残 高 | 6,113,000 | 4,992,029 | 55,418,668 | △5,342,181 | 61,181,516 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主 持 分 | 純資産合計 |
|-------------------------------|------------------|--------------------|----------------------|-----------------------|--------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退職給付に係る 調 整 累 計 額 | その他の包括利益 累 計 額 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 960,319 | △32,605 | 85,818 | 1,013,533 | 139,818 | 59,409,352 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | 11,606 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 960,319 | △32,605 | 85,818 | 1,013,533 | 139,818 | 59,420,959 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △2,966,854 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | | | | 7,853,965 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △2,000,227 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | 27,025 |
| 自 己 株 式 の 消 却 | | | | | | - |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | △350,810 | 87,447 | 86,693 | △176,669 | △24,406 | △201,075 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △350,810 | 87,447 | 86,693 | △176,669 | △24,406 | 2,712,832 |
| 当 期 末 残 高 | 609,509 | 54,842 | 172,512 | 836,864 | 115,411 | 62,133,792 |

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

デジタルテクノロジー株式会社

株式会社D T S インサイト

日本S E株式会社

株式会社D T S W E S T

株式会社九州D T S

当連結会計年度において、アイ・ネット・リリー・コーポレーション株式会社の全株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社D T S パレット

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（株式会社D T S パレット）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりです。

12月31日 5社

3月31日 8社

(2) 連結計算書類作成にあたっては、12月31日を決算日とする連結子会社については、同決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等 … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

なお、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により算定しています。

(ロ) 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法を採用しています。

② 棚卸資産

(イ) 商品及び製品 …… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(ロ) 仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(ハ) 原材料 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(ニ) 貯蔵品 …… 最終仕入原価法を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産および使用権資産を除く）

定額法を採用しています。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3年～47年

工具、器具及び備品 2年～15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、主として3年間で均等償却する方法を採用しています。

② 無形固定資産（リース資産および使用権資産を除く）

定額法を採用しています。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後、主として3年以内の見込販売数量および見込販売収益に基づいて償却しており、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合には、その均等配分額を償却しています。

また、自社利用のソフトウェアについては、サービス提供目的のソフトウェア（特定顧客との契約に基づく使用許諾サービス用ソフトウェア）について、当該契約に基づく料金支払期間（10年）にわたって均等償却しており、その他の費用削減効果のあるソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しています。

③ 使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短い期間に基づく定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しています。

当社および連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① システム開発

システム開発は、プロジェクトの進捗によって履行義務が充足されると判断しており、原価比例法で収益を認識しています。

② SEサービス

SEサービスは、提供された役務に応じて履行義務が充足されると判断しており、契約および提供された役務の実績に従い収益を認識しています。

③ 保守その他のサービス

保守その他のサービスは、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり、顧客との契約において約束された金額を按分して収益を認識しています。

④ 製品および商品

製品および商品は、引渡時点において顧客が製品および商品に対する支配を獲得することで、履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しています。ただし、国内の販売のうち一部については、出荷時から当該製品および商品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の期間であるため、収益認識適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷基準で収益を認識しています。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、のれんの発生原因に基づき、その効果の及ぶ期間（7～9年）にわたり定額法により償却を行っています。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当連結会計年度の売上高が125,999千円、売上原価が128,191千円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が2,191千円それぞれ減少しています。また、利益剰余金の当期首残高は11,606千円増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして認識する収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|---|------------|
| 売上高 | 94,452,795 |
| (うち、一定の期間にわたり履行義務が 充足されるものとして認識した収益) | 8,519,704 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、受注制作ソフトウェア開発等の成果物引き渡し義務を負う一定の請負契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして当連結会計年度末までの履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、その進捗度に応じて収益を認識する方法を適用しています。当該進捗度は、プロジェクトの原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しています。

② 主要な仮定

原価総額は、原則として契約ごとの作業内容および工数を要員別の単価に乗じることで合理的に見積もっています。

当社は、収益総額が一定以上または必要と認めたプロジェクトの受注可否を審議することやプロジェクトの進捗状況を定期的にモニタリングすることを目的としたプロジェクト推進会議を設置しており、所定の基準に該当するプロジェクトの原価について計画に対する実績の発生状況をモニタリングすることにより、原価総額を見直しています。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

当社グループは、発生原価と見積原価との比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の原価総額を妥当なものと考えていますが、将来の状況の変化によって実績と見積りが乖離した場合は、当社グループが認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

2. 請負契約に係る受注損失引当金の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|---------|---------|
| 受注損失引当金 | 76,733 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しています。

個別受注契約のプロジェクトにおいて、原価総額が収益総額を超える可能性が高く、かつ予想される損失額を合理的に見積ることができる場合に、将来の損失見込額を受注損失引当金として算出しています。

② 主要な仮定

原価総額は、原則として契約ごとの作業内容および工数を要員別の単価に乗じることで合理的に見積もっています。

当社は、収益総額が一定以上または必要と認めたプロジェクトの受注可否を審議することやプロジェクトの進捗状況を定期的にモニタリングすることを目的としたプロジェクト推進会議を設置しており、所定の基準に該当するプロジェクトの原価について計画に対する実績の発生状況をモニタリングすることにより、原価総額を見直しています。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

当社グループは、発生原価と見積原価との比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見積もった将来の損失見込額を妥当なものと考えていますが、将来の状況の変化によって実績と見積りが乖離した場合は、当社グループの損益に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

3,078,396千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 受注損失引当金繰入額

売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、76,067千円です。

2. 研究開発費

一般管理費に含まれる研究開発費は、226,569千円です。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 項目 | 当連結会計年度期首 株式数(株) | 当連結会計年度 増加株式数(株) | 当連結会計年度 減少株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注)1. | 50,444,532 | - | 1,371,900 | 49,072,632 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注)2.3. | 4,627,487 | 757,299 | 1,382,164 | 4,002,622 |

(注)1. 普通株式の発行済株式の株式数の減少1,371,900株は、自己株式の消却による減少1,371,900株です。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加757,299株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加757,100株および単元未満株式の買取による増加199株です。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,382,164株は、自己株式の消却による減少1,371,900株および譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少10,264株です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2021年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,603,596 | 35 | 2021年3月31日 | 2021年6月25日 |
| 2021年10月28日 取締役会 | 普通株式 | 1,363,257 | 30 | 2021年9月30日 | 2021年11月22日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しています。

| (決議予定) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2022年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,802,800 | 利益剰余金 | 40 | 2022年3月31日 | 2022年6月24日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用することを原則とし、資金の調達が必要な場合には、主に銀行からの借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクを内包しています。

有価証券および投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式および余資運用目的の社債であり、市場価格の変動リスクを内包しています。

営業債務である買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、信用調査等による財務状況等の把握を通じて信用リスクの低減を図っています。

② 市場リスク（市場価格等の変動リスク）の管理

有価証券および投資有価証券については、定期的な時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画を作成・更新し、事業運営に必要な手許流動性を持続的に確保するための管理を行っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------------|------------|-----------|-----|
| 有価証券および投資有価証券 (注)2. | 5,484,655 | 5,484,655 | - |
| 資産計 | 5,484,655 | 5,484,655 | - |

(注)1. 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

2. 市場価格のない株式等は、「有価証券および投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 非上場株式等 | 80,062 |

連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しています。当該出資の連結貸借対照表計上額は250,077千円です。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|---------------|-----------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券および投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 上場株式 | 2,305,681 | - | - | 2,305,681 |
| 社債 | - | 3,178,974 | - | 3,178,974 |
| 資産計 | 2,305,681 | 3,178,974 | - | 5,484,655 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券および投資有価証券

上場株式および社債は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|---------------|------------|
| サービス | 29,867,287 |
| SI・開発 | 57,332,537 |
| プロダクト | 7,252,970 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 94,452,795 |
| 外部顧客への売上高 | 94,452,795 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社および連結子会社は、サービス、SI・開発、プロダクトの販売を行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しています。

① サービス

サービスの提供を収益の源泉とする取引には、ソフトウェアプロダクトの開発・販売、ITアウトソーシング、クラウド関連サービス、その他の役務を提供する取引が含まれます。

上記取引のうち、提供された役務に応じて履行義務が充足されると判断しているものは、契約および提供された役務の実績に従い収益を認識しています。時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているものは、役務を提供する期間にわたり、顧客との契約において約束された金額を按分して収益を認識しています。

② SI・開発

SI・開発の提供を収益の源泉とする取引には、システム開発および自社開発ソリューションの導入、ソフトウェア保守開発が含まれます。

上記取引は、主に、プロジェクトの進捗によって履行義務が充足されると判断しており、原価比例法で収益を認識しています。

③ プロダクト

プロダクトの提供を収益の源泉とする取引には、特定のハードやソフトウェアの使用権など、既定の財・サービスを販売・提供する取引が含まれます。

上記取引は、主に、引渡時点において顧客が製品および商品に対する支配を獲得することで、履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しています。ただし、国内の販売のうち一部については、出荷時から当該製品および商品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の間であるため、収益認識適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷基準で収益を認識しています。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 | |
|---------------|------------|------------|
| | 期首残高 | 期末残高 |
| 顧客との契約から生じた債権 | 15,974,252 | 15,897,736 |
| 契約資産 | 539,510 | 1,361,988 |
| 契約負債（前受金） | 827,717 | 1,029,774 |

契約資産は、主に、顧客との請負契約等について期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の財またはサービスに係る対価に対する当社および連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社

および連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該財またはサービスに係る対価は、顧客との契約に基づき検収された時点で請求し、主として1ヶ月以内に受領しています。

契約負債は、主に、保守サービス契約に基づき顧客から受領した前受金で、翌連結会計年度以降に充足する履行義務に対応するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、433,098千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|------|------------|
| 1年以内 | 24,719,458 |
| 1年超 | 1,261,298 |
| 合計 | 25,980,756 |

(1 株当たり情報に関する注記)

| | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,376円05銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 172円78銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得および消却

当社は2022年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

成長投資の機会、資本の状況および近時の株価を含む市場環境などを総合的に勘案し、資本効率の向上、並びに株主の皆様へのより一層の利益還元を図るため、自己株式の取得および消却を機動的に実施します。

2. 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 1,830,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.06%)
- (3) 株式の取得価額の総額 5,000,000,000円(上限)
- (4) 取得期間 2022年5月2日から2022年12月30日まで
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付
(証券会社による投資一任方式)

3. 自己株式消却に関する取締役会の決議内容

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 上記2より取得した自己株式の全株式数
(消却前の発行済株式総数に対する割合3.73%(上限))
- (3) 消却予定日 2023年1月13日

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|--------------|------------------|------------|--------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | 利 益 準 備 金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合 計 |
| | | | | | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 6,113,000 | 6,190,917 | 1,223,751 | 7,414,669 | 411,908 | 11,170,000 | 35,082,568 | 46,664,477 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | 36,262 | 36,262 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 6,113,000 | 6,190,917 | 1,223,751 | 7,414,669 | 411,908 | 11,170,000 | 35,118,831 | 46,700,739 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △2,966,854 | △2,966,854 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | 6,594,362 | 6,594,362 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 14,359 | 14,359 | | | | |
| 自 己 株 式 の 消 却 | | | △1,831,034 | △1,831,034 | | | | |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | 592,923 | 592,923 | | | △592,923 | △592,923 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | △1,223,751 | △1,223,751 | - | - | 3,034,584 | 3,034,584 |
| 当 期 末 残 高 | 6,113,000 | 6,190,917 | - | 6,190,917 | 411,908 | 11,170,000 | 38,153,415 | 49,735,324 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------|-------------|--------------------------|------------------------|------------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | 其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | △5,185,654 | 55,006,492 | 960,319 | 960,319 | 55,966,812 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | 36,262 | | | 36,262 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △5,185,654 | 55,042,755 | 960,319 | 960,319 | 56,003,075 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △2,966,854 | | | △2,966,854 |
| 当 期 純 利 益 | | 6,594,362 | | | 6,594,362 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | △2,000,227 | △2,000,227 | | | △2,000,227 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | 12,665 | 27,025 | | | 27,025 |
| 自 己 株 式 の 消 却 | 1,831,034 | - | | | - |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | - | | | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | △350,810 | △350,810 | △350,810 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △156,527 | 1,654,305 | △350,810 | △350,810 | 1,303,494 |
| 当 期 末 残 高 | △5,342,181 | 56,697,060 | 609,509 | 609,509 | 57,306,569 |

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法を採用しています。
- (2) その他有価証券
- ① 市場価格のない株式等 …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。
なお、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により算定しています。
- ② 市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法を採用しています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商 品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。
- (2) 仕 掛 品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。
- (3) 貯 蔵 品 …………… 最終仕入原価法を採用しています。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。
主な耐用年数は以下のとおりです。

| | |
|-----------|--------|
| 建 物 | 3年～47年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～15年 |

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しています。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後3年以内の見込販売数量および見込販売収益に基づいて償却しており、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合には、その均等配分額を償却しています。

また、自社利用のソフトウェアについては、サービス提供目的のソフトウェア（特定顧客との契約に基づく使用許諾サービス用ソフトウェア）について、当該契約に基づく料金支払期間（10年）にわたって均等償却しており、その他の費用削減効果のあるソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しています。

- (3) 長期前払費用
定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上していません。
- (3) 役員賞与引当金 …………… 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。
- (4) 受注損失引当金 …………… 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しています。
- (5) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

5. 収益及び費用の計上基準

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しています。

当社の主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

- (1) システム開発
システム開発は、プロジェクトの進捗によって履行義務が充足されると判断しており、原価比例法で収益を認識しています。
- (2) SEサービス
SEサービスは、提供された役務に応じて履行義務が充足されると判断しており、契約および提供された役務の実績に従い収益を認識しています。

(3) 保守その他のサービス

保守その他のサービスは、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり、顧客との契約において約束された金額を按分して収益を認識しています。

(4) 製品および商品

製品および商品は、引渡時点において顧客が製品および商品に対する支配を獲得することで、履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しています。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の売上高が108,256千円、売上原価が112,564千円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が4,307千円それぞれ減少しています。また、利益剰余金の当期首残高は36,262千円増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」および「売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」および「前受金」にそれぞれ区分表示しています。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更)

1. 貸借対照表

前事業年度において、独立掲記していましたが「流動資産」の「関係会社短期貸付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。

2. 税効果会計関係

前事業年度において、「その他」に含めていた「未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしています。

また、前事業年度において、独立掲記していましたが「前払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして認識する収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

| | 当事業年度 |
|-------------------------------------|------------|
| 売上高 | 67,594,585 |
| (うち、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして認識した収益) | 7,497,670 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 1. 一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして認識する収益」の内容と同一です。

2. 請負契約に係る受注損失引当金の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

| | 当事業年度 |
|---------|--------|
| 受注損失引当金 | 72,070 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 2. 請負契約に係る受注損失引当金の見積り」の内容と同一です。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-----------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,045,617千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 66,874千円 |
| 短期金銭債務 | 554,631千円 |

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| 1. 受注損失引当金繰入額 | |
| 売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、72,070千円です。 | |
| 2. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 105,563千円 |
| 外注費 | 2,365,800千円 |
| その他の営業取引高 | 1,493,229千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 425,825千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 項目 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度増加 株式数(株) | 当事業年度減少 株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 4,627,487 | 757,299 | 1,382,164 | 4,002,622 |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加757,299株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加757,100株および単元未満株式の買取による増加199株です。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,382,164株は、自己株式の消却による減少1,371,900株および譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少10,264株です。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-------------|-------------|
| 賞与引当金 | 591,333千円 |
| 退職給付引当金 | 190,765千円 |
| 関係会社株式 | 179,882千円 |
| 未払事業税 | 125,832千円 |
| 未払費用(社会保険料) | 99,565千円 |
| 未払金 | 53,052千円 |
| ソフトウェア | 51,118千円 |
| 資産除去債務 | 45,451千円 |
| ゴルフ会員権 | 28,857千円 |
| その他 | 63,595千円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,429,455千円 |

繰延税金負債

| | |
|-----------------|-------------|
| その他有価証券評価差額金 | △267,193千円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △21,904千円 |
| その他 | △43千円 |
| 繰延税金負債合計 | △289,141千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,140,314千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率 | 30.6% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.3% |
| 住民税均等割 | 0.1% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △1.4% |
| 税額控除 | △0.8% |
| その他 | △0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 28.7% |

(1 株当たり情報に関する注記)

| | |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額 | 1,271円50銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 145円07銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得および消却

当社は2022年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

なお、詳細については、連結計算書類「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に記載のとおりです。

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の金額は、記載単位未満を切り捨てて表示していません。